

# 国民健康保険制度改革

平成29年度第1回

瑞穂町国民健康保険運営協議会資料

厚生労働省、東京都資料を一部改変し作成

# 区市町村国保が抱える構造的な課題と 社会保障制度改革プログラム法(H25.12 公布)における対応の方向性

## 1. 年齢構成

### ① 年齢構成が高く、医療水準が高い

- ・ 65～74歳の割合：国保(35.6%)、健保組合(2.8%)
- ・ 一人当たり医療費：国保(32.5万円)、健保組合(14.6万円)

## 2. 財政基盤

### ② 所得水準が低い

- ・ 加入者一人当たり平均所得：国保(83万円)、健保組合(202万円(推計))

### ③ 保険料(税)負担が重い

- ・ 加入者一人当たり保険料(税)／加入者一人当たり所得  
区市町村国保(10.3%)、健保組合(5.6%)  
※健保は本人負担分のみ推計値

### ④ 保険料(税)の収納率が低い

- ・ 収納率：平成27年度 91.45%
- ・ 最高収納率：95.49%(島根県) 最低収納率：87.44%(東京都)

## 3. 財政の安定性・区市町村格差

### ⑤ 財政運営が不安定になるリスクの高い小規模保険者の存在

- ・ 1,716 保険者中 3,000 人未満の小規模保険者 471 (全体の 1/4)

### ⑥ 区市町村間の格差

- ・ 一人当たり医療費の都道府県内格差 最大：2.7倍(北海道)
- ・ 一人当たり所得の都道府県内格差 最大：22.4倍(北海道)
- ・ 一人当たり保険料(税)の都道府県内格差 最大：3.7倍(長野県)

### ① 国保に対する財政支援の拡充

- ② 国保の運営について、財政支援の拡充等により、国保財政上の構造的な問題解決をすることとした上で、
- ・ 財政運営を始めとして都道府県が担うことを基本としつつ、
- ・ 保険料の賦課徴収、保健事業の実施等に関する区市町村の役割が積極的に果たされるよう、都道府県と区市町村との適切な役割分担について検討

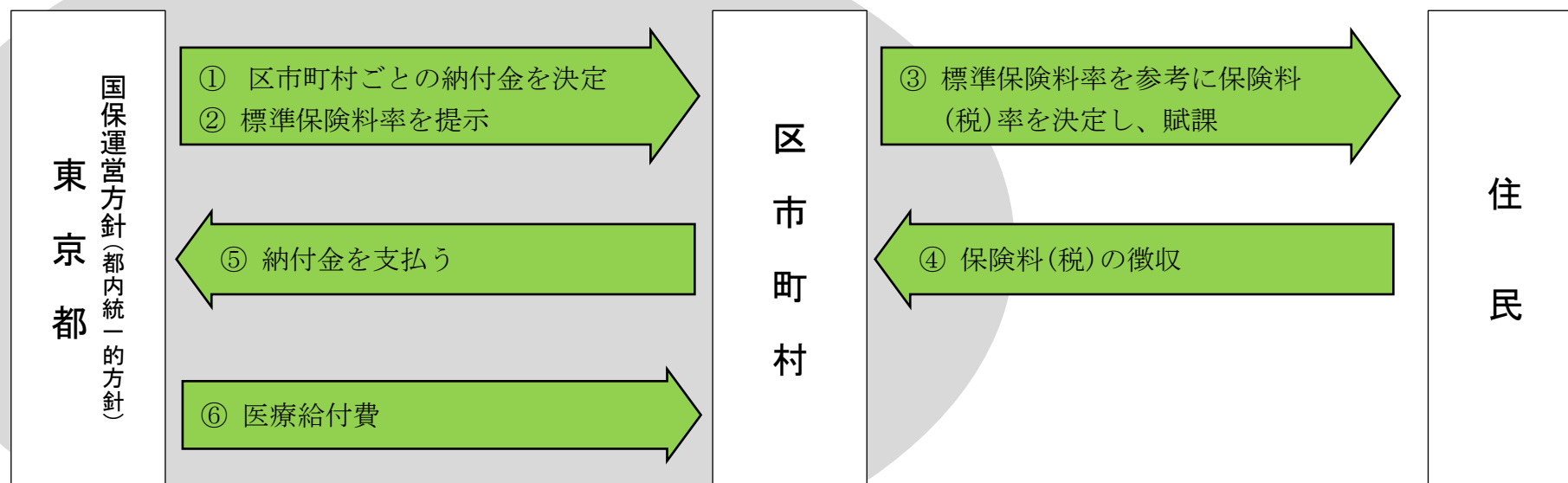
※①～③は平成25年度実績、⑤⑥は平成26年度実績(厚生労働省資料より)

## 国保制度改革の概要（運営の在り方の見直し）

平成30年度から、都が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化

- ・給付費に必要な費用は、全額、都が区市町村に支払う
- ・将来的な保険料(税)負担の平準化を進めるため、都は、区市町村ごとの標準保険料を提示 ⇒ 住民負担の見える化
  - ※都は区市町村ごとの納付金額を算定し、納付金をまかなうための標準保険料率を提示
- ・都は、国保運営方針を定め、区市町村の事務の効率化・広域化等を推進

区市町村は、地域住民との身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険料(税)率の決定、賦課・徴収、保健事業等、地域におけるきめ細かい事業を引き続き担うとともに、納付金を都に納付



# 改革後の国保の運営に係る都と区市町村のそれぞれの役割

改革の方向性		
1. 運営の在り方 (総論)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都が、都内の区市町村とともに、国保の運営を担う</li> <li>○ 都が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保等の国保運営に中心的ななく割を担い、制度を安定化</li> <li>○ 都が、都内の統一的な運営方針としての国保運営方針を示し、区市町村が担う事務の効率化、標準化、広域化を推進</li> </ul>	
	都の主な役割	区市町村の主な役割
2. 財政運営	<u>財政運営の責任主体</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 区市町村ごとの国保事業納付金を決定</li> <li>• 財政安定化基金の設置・運営</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• <u>国保事業納付金を都道府県に納付</u></li> </ul>
3. 資格管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 国保運営方針に基づき、事務の効率化、標準化、広域化を推進 ※4. と5. も同様</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 地域住民と身近な関係の中、資格を管理 (<u>被保険者証等の発行</u>)</li> </ul>
4. 保険料の決定 賦課・徴収	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 標準的な算定方法等により、区市町村ごとの標準保険料率を算定・公表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 標準保険料率等を参考に保険料(税)率を決定</li> <li>• 個々の事情に応じた<u>賦課・徴収</u></li> </ul>
5. 保険給付	<ul style="list-style-type: none"> <li>• <u>給付に必要な費用を、全額、区市町村に対して支払い</u></li> <li>• 区市町村が行った保険給付の点検</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• <u>保険給付の決定</u></li> <li>• 個々の事情に応じた<u>窓口負担減免等</u></li> </ul>
6. 保健事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 区市町村に対し、必要な助言・支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 被保険者の特性に応じたきめ細かい保健事業を実施 (データヘルスケア事業等)</li> </ul>

## 一人当たり保険料(税)の試算結果（激変緩和後）

○新たな仕組みを前提に、国の公費拡充を反映し、平成29年度ベースで1人当たり保険料(税)を試算  
 なお、激変緩和措置については、被保険者の負担増をできる限り緩やかにするとともに、特例基金等による措置終了後の激変を生じさせないようにするため、一人当たり納付金伸び率(都平均)に加える割合は1.0%とする。

☆平成30年度の保険料(税)額とは異なる

◆平成27年度収納すべき保険料(税)額(法定外繰入による軽減を行っていないと仮定した保険料)との比較

平成29年度試算額 (A)	平成27年度収納すべき保険料(税)額 (B)	伸び率 (A/B)
144,391円	145,019円	99.6%

・平成27年度収納すべき保険料額(B)と比較すると、現行と同水準程度の保険料(税)となる

参考◆平成27年度保険料(税)額(現行の保険料(税)相当額)との比較

平成29年度試算額 (A)	平成27年度保険料(税)額 (C)	伸び率 (A/C)
144,391円	112,881円	127.9%

- ・現行、区市町村は、保険料(税)軽減を目的に法定外一般会計繰入金(約1,169億円)をおこなっている。
- ・保険料(税)軽減後の27年度保険料(税)額(C)と比較すると、保険料(税)は約28%増となる。

# 国民健康保険制度改革 新制度に向けたスケジュール（案）

